

## レベル認定の対象者に係る暫定的な取扱いについて（案）

- 平成23年度以前にカーボンマネジャーの標準育成プログラムに関連する内容を持つ研修・講座等を受けた方については、もともとカーボンマネジャーのキャリア段位（レベル）を取得することのモチベーションが与えられておらず、また、当該研修・講座等が標準育成プログラムに対応したプログラムであることも確認されていないことから、基本的に、当該関連する研修・講座等を受けたということだけでは、レベル認定の対象とはならない。ただし、次のすべてが満たされる場合には、横入りが想定されないレベル1に限り、カーボンマネジャーのキャリア段位制度の創設との関係で、暫定的な取扱いとして、平成24年度以降の立ち上げ期における育成プログラムの実施上、当該研修・講座の実施者において、育成プログラムの時間数の短縮を認めることとしてはどうか。
- (1) 当該関連する研修・講座等を提供した研修機関等と、カーボンマネジャーの育成プログラムを提供する研修機関等が同一であること。
  - (2) 標準育成プログラムに照らし、当該関連する研修・講座等のうち重複すると見込まれる部分について、レベル認定委員会により、確かに同等の内容を提供するものであるとの認証を受けること。
  - (3) 当該関連する研修・講座等を受講した個人ごとに、当該重複する部分について、小テストなどを実施した結果として、一定のレベルで知識を獲得していること（合格していること）が確認されていること。